

制服着用！ 要求実現！！

私たち東海労は、昨年の交差点情報No.572でも明らかなように会社に対し、制服着用に関し柔軟な取扱いを提言してきました。

また、毎年の「職場環境改善要求」に於いても、同様の申し入れを行ってきました。会社はこれまで「**制服の衣替えについては既に一定程度の柔軟性がある運用をしており、併用期間の設定や個人の判断による着用期間及び着装方の変更を認める考えはない。**」と誠意のない回答に終始してきました！！

しかし、私たち東海労は、多くの乗務員の声に対し、諦めず流されず声を大にして改善を訴えてきました！！

JR東海労
大運分会

交差点

NO.572
2020年5月13日
責任者：前田稔
発行者：教宣部

**寒さが辛い！ 所長！
もっと柔軟な対応をしてく
れませんか！？**

《全乗務員の皆さん!!》

5月1日から夏服となりましたが、東京では5月7日夜～8日朝にかけ気温が8℃まで下がり、大井基地では強風が吹くなど、異常な寒さでありました!

東京運輸所の管理者は、上着を着て業務を行い、駅社員は、合冬服で業務、新横浜駅では、雨ガッパを着てホーム監視を行っていました!!

会社は、常々、社員に対して、健康管理に留意するよう注意喚起をしています!!

しかし、昨今では温暖化現象により、気温の変動差が激しくなっているのが現実であります!!

今年も1月～3月は例年を遥かに越えた暖冬となり、逆に4月～5月は寒さが身にしみる日が続いている状態です。

会社は何故? 乗務員職場だけ、夏服を限定するのか?

私たちは、二季の制服を乗務員の判断で着用出来るように求めます!!

コロナ渦で体調を崩してからでは、遅いのです!!

**5月と10月は準備期間とし、
制服の選択は乗務員の判断に
任せるべきです!!**

←昨年の交差点情報 No.572

東海労大阪運輸所分会は、以下の3点を要求します。

①接客制服の移行期間を廃止すること!

②夏用の上着を貸与すること!

③黒靴を貸与すること!